

志木市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

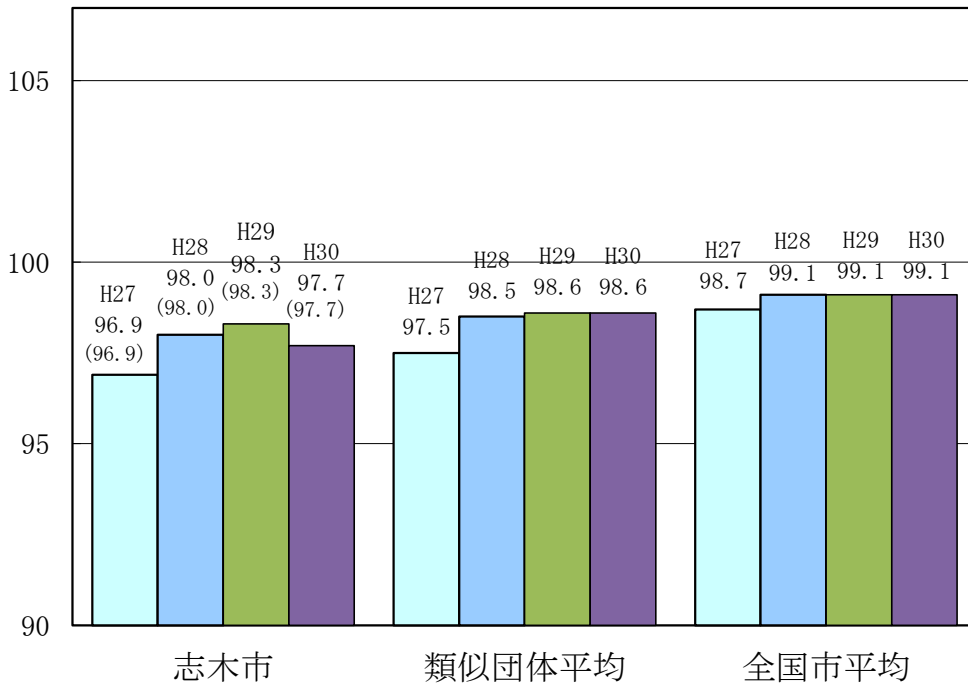
区分	住民基本台帳人口 (30年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 28年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
29年度	76,056	22,052,335	1,799,626	3,278,767	14.9	15.0

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
29年度	355	1,302,222	435,981	563,696	2,301,899	6,484	6,178

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、29年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 平成30年のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合についてその理由及び改善の見込み

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施] 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期） 平成27年4月1日

（内容）給料表について、平均2%引下げ（国と同じ）。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合） 国基準15%に対し、志木市においても15%を支給。

（実施時期） 平成28年4月1日より実施。

（参考）

	平成27年度の支給割合		平成28年度の支給割合	平成29年度の支給割合	平成30年度の支給割合
	4月1日時点	遡及改定後			
国基準による支給割合	13%	14%	15%	15%	15%
志木市の支給割合	14%	14%	15%	15%	15%

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当を新設（国と同様の制度）
平成27年4月1日実施

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（30年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
志木市	43.1 歳	314,000 円	433,400 円	392,500 円
埼玉県	42.7 歳	323,690 円	412,850 円	378,337 円
国	43.5 歳	329,845 円	—	410,940 円
類似団体	41.3 歳	310,754 円	391,700 円	356,352 円

② 技能労務職

区分	平均年齢	人数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国比較ベース)
志木市	57.9 歳	3	256,100 円	301,100 円	297,000 円
うち 調理員	* 歳	*	* 円	* 円	* 円
うち 用務員	* 歳	*	* 円	* 円	* 円
埼玉県	55.6 歳	241	355,310 円	418,222 円	402,533 円
国	50.7 歳	2,553	286,817 円	—	328,637 円
類似団体	50.8 歳	25	325,745 円	380,687 円	358,362 円

※個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人及び2人の場合は、各欄を「*」とする。

区分	民間			参考 A/B
	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
志木市	—	—	—	—
うち 調理員	調理士	43.1 歳	251,100 円	—
うち 用務員	用務員	55.6 歳	207,200 円	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
志木市	—	—	—
うち 調 理 員	* 円	3,357,300 円	—
うち 用 務 員	* 円	2,808,700 円	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成27～29年の3ヶ年平均）
 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(c)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区 分	平均年 齢	平均給料月額	平均給与月額
志木市	43.6 歳	383,100 円	520,000 円
埼玉県	40.9 歳	343,772 円	412,980 円
類似団体	39.7 歳	302,385 円	350,269 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2)職員の初任給の状況（30年4月1日現在）

区 分		志 木 市	埼 玉 県	国
一般行政職	大 学 卒	185,800 円	185,800 円	179,200 円
	高 校 卒	151,500 円	151,500 円	147,100 円
技能労務職	大 学 卒	— 円	— 円	— 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円
教育職	大 学 卒	— 円	— 円	— 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円

(3)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（30年4月1日現在）

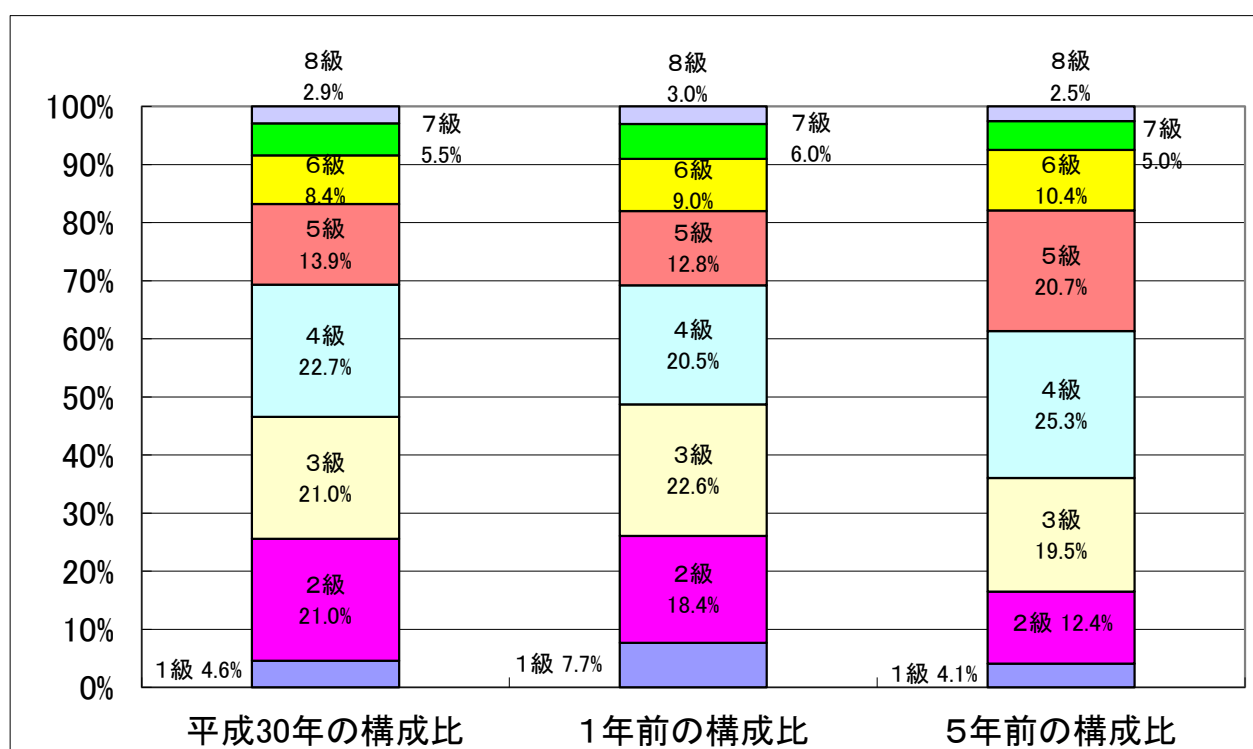
区 分		経験年数10～14年	経験年数20～24年	経験年数25～29年	経験年数30～34年
一般行政職	大 学 卒	280,800 円	337,600 円	370,900 円	406,100 円
	高 校 卒	243,700 円	—	354,300 円	385,400 円
技能労務職	高 校 卒	—	—	—	—
	中 学 卒	—	—	—	—
教育職	大 学 卒	—	—	—	—
	高 校 卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

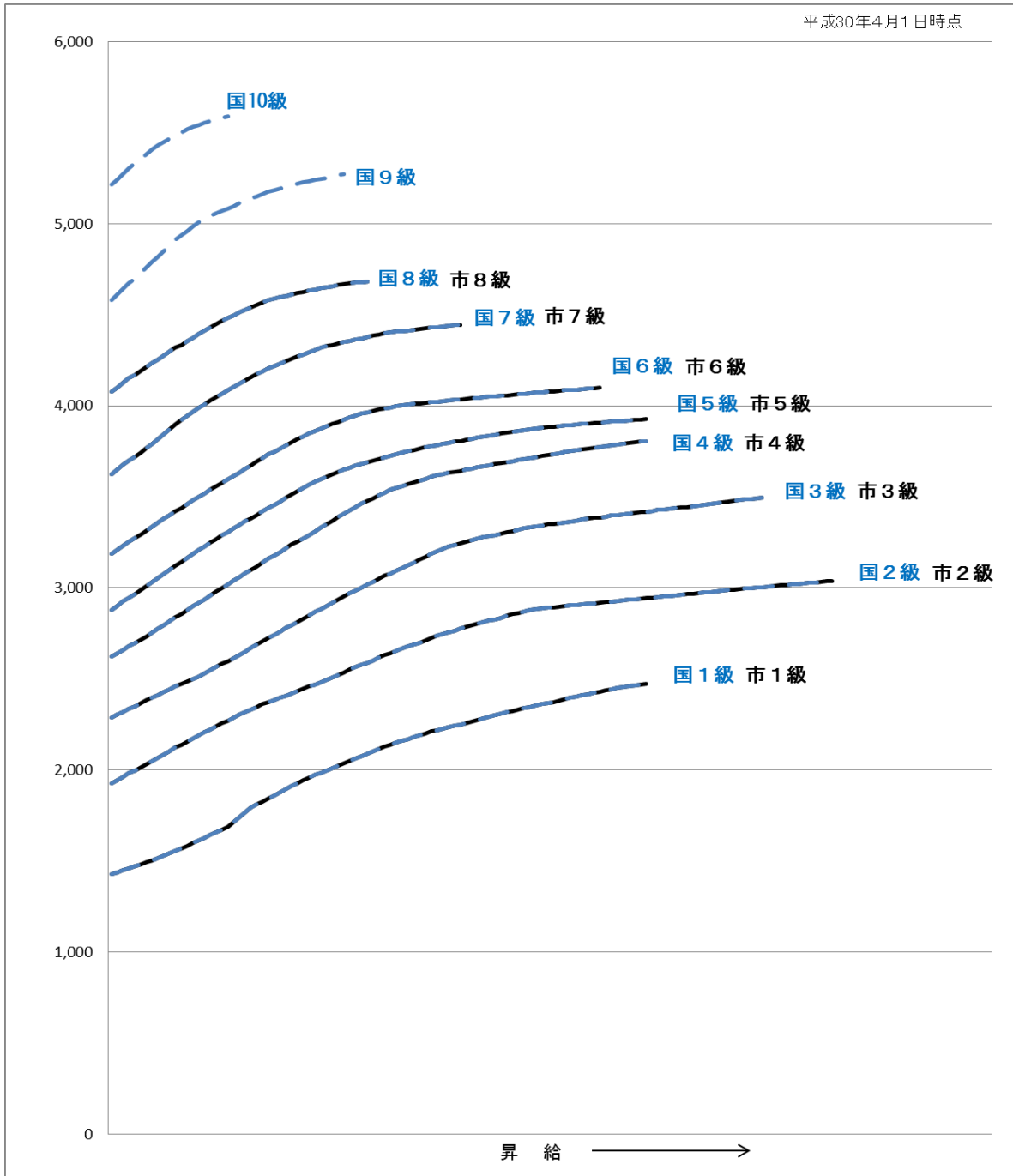
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（30年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事補・技師補	11	4.6%	142,600 円	247,100 円
2 級	主事・技師	50	21.0%	192,700 円	303,800 円
3 級	主任	50	21.0%	228,900 円	349,600 円
4 級	主査	54	22.7%	262,000 円	380,600 円
5 級	主幹	33	13.9%	288,000 円	392,600 円
6 級	課長	20	8.4%	318,500 円	409,800 円
7 級	次長・参事	13	5.5%	362,300 円	444,500 円
8 級	部長	7	2.9%	407,700 円	468,200 円

- (注) 1 志木市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（30年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（志木市）

平成30年4月2日から平成31年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

志 木 市	埼 玉 県	国
1人当たり平均支給額（29年度） 1,605 千円	1人当たり平均支給額（29年度） 1,734 千円	—
(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.45) 月分 (0.85) 月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.45) 月分 (0.85) 月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.45) 月分 (0.85) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%~20% 管理職加算15%~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%~20% 管理職加算10%~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（志木市）

平成30年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用してる昇給区分	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期	平成31年度6月期		平成31年度6月期	

(2) 退職手当（30年4月1日現在）

志 木 市	国	
(支給率) 自己都合 20.445 月分 勤続20年 20.445 月分 勤続25年 29.145 月分 勤続35年 41.325 月分 最高限度額 49.59 月分 その他の加算措置 定年前早期退職者 2~45%加算 (退職時特別昇給 無し)	応募認定・定年 25.55625 月分 勤続20年 25.55625 月分 勤続25年 34.5825 月分 勤続35年 49.59 月分 最高限度額 49.59 月分 その他の加算措置 定年前早期退職者 2~45%加算 (割増率2~45%)	自己都合 20.445 月分 勤続20年 20.445 月分 勤続25年 29.145 月分 勤続35年 41.325 月分 最高限度額 49.59 月分 定年前早期退職特別措置 (割増率2~45%)
1人当たり平均支給額 4,129 千円	20,675 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(30年4月1日現在)

支給実績（29年度決算）		222,313 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）		583,499 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
全地域	15 %	381 人	15 %

(4) 特殊勤務手当 (30年4月1日現在)

支給実績 (29年度決算)		1,314,000		千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (29年度決算)		52,560		円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (29年度)		6.5		%
手当の種類 (手当数)		5		種類
特殊勤務手当	区分	主な支給対象業務	支給実績 (H29決算)	左記職員に対する支給単価
特殊勤務手当	感染症にかかるおそれがある業務及び特定の毒物又は劇物の取扱業務に従事する職員	業務に従事した職員	—	1回 500円
特殊勤務手当	行旅病人・行旅死亡人及び変死人の取扱業務又は収容業務に従事する職員	行旅病人	—	1人 500円
		行旅死亡人・変死人	—	1体 3,000円
特殊勤務手当	犬猫等の死体の収容業務に従事する職員	犬猫等の死体処理	—	1件 200円
特殊勤務手当	福祉業務に従事する職員	現業員及び指導員	1,314 千円	月額 4,500円
		主査級の園長	—	月額 2,500円
特殊勤務手当	その他市長が特に必要と認めた業務	その他市長が特に必要と認めた業務に従事する職員	—	予算の範囲内で別に定める額

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (29年度決算)	107,726 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (29年度決算)	515 千円
支給実績 (28年度決算)	90,409 千円
職員1人当たり平均支給年額 (28年度決算)	422 千円

(6) その他の手当 (30年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (29年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 扶養親族 6,500円	同	—	28,772 千円	214,716 円
住居手当	借家 最高限度27,000円	同	—	21,681 千円	305,366 円
通勤手当	交通機関等利用者 6ヶ月の定期券の価額の6分の1 自動車等の交通用具使用者 2 Km以上の者に対し、使用距離に応じ31,600円以内で支給	同	—	25,520 千円	92,800 円
管理職手当	部長 82,000円 理事 65,000円 次長 60,000円 参事 58,000円 課長 55,000円 副課長 50,000円 主席主幹 42,000円 主幹 40,000円 専任主幹 32,000円	異	定額支給	60,856 千円	585,153 円

5 特別職の報酬等の状況（30年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等
給 料 報 酬	市 長	828,000	円	(参考) 類似団体における最高/最低額		
	()	()	()	1,061,000	円 /	644,000 円
	副 市 長	729,000	円	885,000	円 /	620,000 円
	()	()	()			
	議 長	420,000	円	737,000	円 /	357,000 円
報 酬	()	()	()			
	副 議 長	368,000	円	653,000	円 /	294,000 円
	()	()	()			
期 末 手 当	議 員	347,000	円	591,000	円 /	266,000 円
	()	()	()			
	市 長	(29年度支給割合)		4.20 月分		
	副 市 長			4.20 月分		
	議 長	(29年度支給割合)		4.20 月分		
退 職 手 当	副 議 長			4.20 月分		
	議 員			4.20 月分		
	()					
	市 長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)	
	副 市 長	給料月額×任用月数×支給率×100分の125		17,388,000 円	任期ごと	
備 考	備 考	支給率 市長 100分の35		9,185,400 円	任期ごと	
		副市長 100分の21				

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

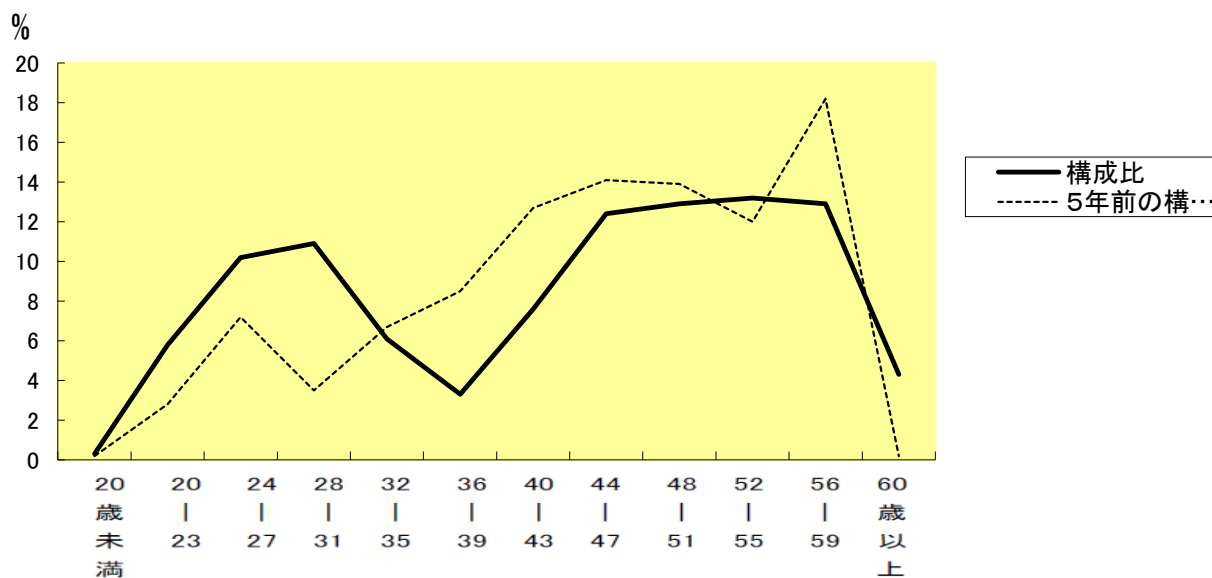
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成29年	平成30年		
普 通 会 計 部 門	議会	5	5	0	
	総務	97	99	2	
	税務	32	30	△ 2	
	民生	121	117	△ 4	
	衛生	25	27	2	
	労働	0	0	0	
	農水	3	3	0	
	商工	4	4	0	
	土木	24	23	△ 1	
	計	311	308	△ 3	
教育部門	44	45	1		
消防部門	0		0		
小 計	355	353	△ 2	<参考> 人口1万人当たり職員数 46.41 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 62.84 人)	
公 営 企 業 等	水道	10	9	△ 1	
	下水道	9	8	△ 1	
	その他	23	24	1	
	小 計	42	41	△ 1	
合 計	397 [505]	394 505	△ 3 []	<参考> 人口1万人当たり職員数 51.80 人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。(教育長を含む)
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（30年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
職員数	1人	23人	40人	43人	24人	13人	30人	49人	51人	52人	51人	17人	394人

(3) 職員数の推移

(各年4月1日現在 単位:人・%)

部門 \ 年度	25年	26年	27年	28年	29年	30年	過去5年間の増減数(率)	
一般行政	267	302	295	300	311	308	41	13.3
教育	46	46	46	45	44	45	-1	-2.2
普通会計計	313	348	340	345	355	353	40	11.3
公営企業会計計	121	47	44	41	42	41	-80	-195.1
総合計	434	395	384	386	397	394	-40	-10.2

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。